

21

頼れる相手がいない場合はどうしたら？

Q

結婚していなくて子どももない。助けあえる人が必要だけれど、現状ではなかなかいない。病気になったり倒れたりしたときにはどうしたらいいのか……。

[60代]



A

ご心配されているとおり、高齢になればなるほど、誰にも頼らずに暮らすことは難しくなっていきます。ご家族に頼れない場合は、困ったときに支えあえる関係を地域に作ることが望ましいものの、なかなかハードルが高いと感じる方も多いかと思います。万が一に備えて、民間のサービスを利用するという選択肢もあります。



身元保証サービスとは

病院への入院や、福祉施設への入所、賃貸住宅への入居の際には、身元保証人を求められることが多々あります。その際に、事業者が身元を保証するサービスです。入院・入所中に亡くなった場合、身元保証人がその後の手続きを行うことになるため、死後事務サービスとセットで契約する必要があります。

死後事務サービスとは

事前に契約を結んでおき、亡くなった後、各種手続き(→20)を事業者が行うサービスです。病院・福祉施設の精算、葬儀や埋葬、各種機関への届出、家財や遺品の整理等を代行します。任意後見契約や財産管理委任契約(→18)とともに、後見となる予定の人や司法書士・弁護士等と死後事務委任契約を結ぶことでも代替できます。

高齢者等終身サポート事業とは

身元保証サービス、死後事務サービス、日常生活支援サービス等を提供する事業※をいいます。多くは一般社団法人が運営しています。従来は主に家族が担っていた範囲、かつ、国や市区町村による支援が届きにくい範囲のサービスであるため、単身高齢者等の利用が拡大しており、事業者の数も増加しています。その一方で、トラブルもしばしば。2024年に国がガイドラインを作ったり、2026年に社会福祉法等の改正が検討されたりと、発展途上のサービスです。利用するには慎重にご検討ください。

※「身元保証等高齢者サポート事業」とも呼ばれます。

組合員の声

身元保証サービスの普及は今後必要かもしれません。身内でも最後まで面倒をみれないこともあるので。[40代]

